

平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件

(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原 告 ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクBB株

被 告 東日本電信電話株、西日本電信電話株

第8準備書面

(原告らの主張の骨子)

平成25年3月21日

東京地方裁判所 民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃

弁護士 梅津 有紀

弁護士 福田 恵太

弁護士 島津 守

弁護士 粟田 祐太郎



被告準備書面(6)(7)に対する反論等

第1 本件訴訟における争点

- 1 被告らは、他の電気通信事業者である原告らから、原告らの電気通信設備を被告らが設置する電気通信回線設備（加入者光ファイバ回線設備等）に接続すべき旨の請求を受けたときは、原則として、これに応じなければなりません（電気通信事業法第32条、33条）。

2 ここで、被告らにおいて、8分岐単位での接続を原告らに強要し、またOSUの共用を否定することにより、1分岐単位での接続を拒絶すること¹は、電気通信事業法が定める接続義務に反すると同時に、独占禁止法上も私的独占²及び不公正な取引方法（単独の取引拒絶、優越的地位の濫用）に該当するものであり、原告らは後者（不公正な取引方法）を請求原因として本件差止を求めるものであります。

3 そのため、本件訴訟における争点は、もっぱら、被告らにおいて、電気通信事業法が定める接続拒否事由（抗弁、同法第32条1号ないし3号）が存在するか否かというものであり、この点に関して、未だ、被告らからは、説得的な主張及び立証がなされておりません（後述第3の項記載のとおり）。

第2 被告らNTT東西のネットワーク（地域IP網・NGN）と被告らNTT東西のサービス名（「Bフレッツ」等・「フレッツネクスト」）との関係

1 従来の被告らNTT東西の説明

FTTHサービス³における被告らのサービス名（ブランド）と設備の対応関係につき、従前、被告らは次のとおりの説明を行っておりました。

① 「Bフレッツ」／「フレッツ・光プレミアム」

- 地域IP網利用
- ベストエフォート型⁴

¹ 電気通信事業法第33条4項1号ロにより、被告らには、「技術的に可能な最小単位での取引単位での接続及び料金設定」（いわゆるアンバンドル：細分化義務）が課せられている。

² NTT東日本FTTHサービス私的独占事件において、被告NTT東の独占禁止法違反（私的独占）の事実を認めた平成22年最高裁判決の内容については、訴状12頁以下のとおり。

³ Fiber To The Home（光ファイバによる家庭向けのデータ通信サービス）

⁴ ネットワークの混み具合により単位時間当たりのデータ信号の伝送速度が変動する方式（被告準備書面（6）3頁）

② フレッツネクスト⁵

➤ NGN⁶利用

➤ 帯域確保型⁷

2 原告らのこれまでの請求内容

原告らは、上記の区別を前提として、平成19年12月25日付書面、平成23年8月12日付書面（甲7の1、7の2「接続についてのご請求」）及び訴状において、訴状「請求の趣旨」記載のとおりの請求を行っています。

3 被告らによるNGNへの移行（マイグレーション）の内容の明確化

原告らが、上記2の請求を行った平成19年の後である平成22年11月2日、被告らは、NGNへの移行について公表したと述べているものの（被告準備書面（1）8頁）、その内容が具体的に明らかになったのは、平成24年1月26日付被告準備書面（6）（4頁以下）においてであります⁸。

すなわち、NGNへの移行（マイグレーション）の内容は、①「Bフレッツ」／「フレッツ・光プレミアム」というサービスブランドが維持され、②「Bフレッツ」／「フレッツ・光プレミアム」のサービス内容（ベストエフォート型のインターネット接続サービス）に変更はなく、③「不要となる地域IP網の装置・システム」⁹の具体的な内容は、地域IP網における「収容ルータ」及び

⁵ ①『Bフレッツ』と最も異なるのは、NTT東日本の次世代ネットワーク（NGN）を利用している点です。」（甲17、被告NTT東日本作成資料）

② 被告準備書面（1）8頁から14頁

6 Next Generation Network（次世代ネットワーク）

7 利用者の通信ごとに、経由するNGNの各装置の帯域の確保をその都度行う方式（被告準備書面（1）12頁）

8 そもそも、被告ら作成の「PSTNのマイグレーションに関する概括的展望について」（平成22年1月2日）と題する書面は、あくまでPSTN（Public Switched Telephone Networks：公衆交換電話網、一般の加入電話回線ネットワーク）の移行（マイグレーション）に関して述べたものであり、地域IP網のNGNへの移行について述べたものではない。

また、被告準備書面（1）8頁以下等においても、地域IP網とNGNの特徴と構成について説明はあるものの、「移行（マイグレーション）」の中身について具体的な説明はなされていない。

9 被告準備書面（1）27頁

「中継ルータ」であり、「OSU」¹⁰は引き続き存置され、その接続先が地域IP網を構成する収容ルータからNGNを構成する収容ルータに変更されるだけであるというものであります（別紙1、被告準備書面（7））。

4 原告らの請求内容の一貫性

- (1) 原告らは、前述のとおり、被告らがNGNを用いたサービスを提供する以前（「フレッツネクスト」が誕生する以前）よりベストエフォート型のFTTHサービス（「Bフレッツ」／フレッツ・光プレミアム（以下、2つのサービスを総称して「『Bフレッツ』等」という。）に相当するサービス）の提供を計画し、被告らに対する接続要求を行ってきたものであります。
- (2) 原告らの請求の内容が、「地域IP網に接続するOSUの共用」ではなく、「ベストエフォート型のFTTHサービス（「Bフレッツ」等に相当するサービス）に利用されるOSUの共用」であることについては、これまでの原告の主張からも明らかです（なお、別紙1参照）。
- ① 原告ら第2準備書面16頁¹¹（下線は今回付したものである）
- ② 原告ら第5準備書面 4頁¹²
- ③ 原告ら第6準備書面 3頁¹³（求釈明の項目）

¹⁰ Optical Subscriber Unit（光信号末端回線収容装置）

¹¹ 原告が請求する接続（OSU共用）が認められるのであれば、OSUからインターネットへの接続ルートが、地域IP網あるいはNGNのいずれであっても影響をうけるものではな（い）

¹² 被告らは、「地域IP網は平成24年度に（中略）NGNへ移行を完了する予定である」（被告準備書面（1）8頁）と述べるもの、被告らは現時点においても地域IP網を利用したFTTHサービスの提供（商品名「Bフレッツ」等）を行い、さらには、契約期間を2年間（以上）とする新規顧客の獲得及び既存の「Bフレッツ」契約者に対する今後2年間以上の当該契約の存続を前提とした2年割サービスの提供（甲15、「Bフレッツ」2年割）を行っていること（以下省略）。

¹³ 以上のとおり、被告らのFTTHサービスにおいて設備とサービス名とは対応関係にあると考えられること、またこの点を描いても、取引単位としての2つのサービスが存在することは明らかであることから、原告らは、被告らに対して、「Bフレッツの契約者がNGNに移行している」との発言の趣旨、すなわち、この発言と地域IP網への接続拒否事由とがどのような関係にあるのかを明らかにするよう求めます。

また、上述のとおり、「Bフレッツ」等に利用されるOSUについては、引き続き存続するものであることから、「被告らNTT東西が原告らとOSUを共用すること自体が極めて非現実になる」(被告準備書面(6)14頁)との主張は結局のところ極めて不正確な主張と言わざるを得ず、また、原告らの接続請求の内容(「Bフレッツ」等と同様のベストエフォート型のFTTHサービスへの参入を意味し、中継網の内容如何を問わない)を平成19年から了知していたにも拘わらず、敢えてこれを「地域IP網に接続するOSUの共用」の請求であると不当に限定して解釈しようとする被告らの態度は極めて不誠実であり、訴訟手続の引き延ばしとの非難を免れません。

5 原告らの請求(まとめ)

以上のとおり、原告らが被告らに対して共用を求めるOSUを含む「アクセス網部分」(足回り回線部分)の設備は撤去されず、被告らが、アクセス網より「上」の部分(別紙1参照)でどのような網(地域IP網あるいはNGN)を利用しようと、ベストエフォート型のFTTHサービス参入に必要なための接続を求めるという意味において原告らの請求内容に変更はありません。

以下、上記3の被告による主張の変遷(あるいは不正確であった主張の明確化)を踏まえ、これと請求の趣旨との関係を明らかにします。

- (1) 8分岐単位での接続強要の差止め(請求の趣旨第1項)
変更なし
- (2) 1分岐単位での接続の申込を拒否の差止め(同第2項)
変更なし
- (3) 1分岐単位での接続が可能となる被告ら局舎内の光信号主端末回線収容装置(OSU)の原告らと被告らの共用(同第3項)
変更なし

(4) 原告らが指定する接続箇所（AないしD）における接続要求（同第4項）

① 接続箇所A及びB

被告らの主張の変遷(従前の不正確な説明を明確化したこと)により、

別紙2から別紙3のとおり変更

② 接続箇所C及びD

変更なし

6 補足

(1) NGNの特色は、「帯域確保型」「優先制御機能」にあるというのが被告らの従前の説明でした（被告準備書面（1）10頁以下）。

しかしながら、（優先制御機能を用いない）「Bフレッツ」等においても、地域IP網ではなく、NGNを利用するということは、NGNにおいて、（優先制御機能を用いない）「Bフレッツ」等¹⁴と（優先制御機能を用いる）「フレッツネクスト」の2つのサービスが併存することを意味することになります。

すなわち、NGNの特徴は、優先制御機能を用いるサービスも提供可能であるということにすぎず、（原告らが本件訴訟において希望する）優先制御機能を用いないサービスの提供により、NGNの優先制御機能が損なわれるという関係は認められません。したがって、かかる機能を維持するために、原告らの接続を拒絶するとの被告らの主張にもはや理由はありません。

¹⁴ なお、被告らが提供する「ひかり電話」は「Bフレッツ」等とはあくまで別のオプションサービスとして提供されており、優先制御機能を用いないという「Bフレッツ」等の性質に影響を与えるものではない。

(2) また、被告らがＮＧＮへの切り替え（移行）を公表したとする数年前から、被告らは、原告らから地域ＩＰ網への接続を求められていたものであります。

当時、原告らから接続を求められていた地域ＩＰ網において、「帯域確保サービスに係る弊害」は問題とならず、ＮＧＮにおいてのみ問題となるところ、被告らにおいて原告らによる接続請求を全く考慮しないまま、地域ＩＰ網をＮＧＮへ移行し、ＮＧＮのみで生じる「帯域確保サービスに係る弊害」を理由として原告らの接続請求を拒絶することは、それ自体、私的独占及び（独禁法24条の適用が可能な）不公正な取引方法（単独の取引拒絶、優越的地位の濫用）に該当するものであります¹⁵。

第3 被告らが主張する「接続拒否事由」に理由がないこと

（原告第5準備書面に対する補足事項）

1 被告らの主張

被告らは、「『ＯＳＵを共用しての1分岐単位での接続』を実現した場合の弊害」として(1)「帯域確保サービス」に係る弊害のほか、(2)「その他の弊害」として「①通信品質や速度の均一化の弊害、②ＮＧＮにおけるサービスポリシーの均一化という弊害等、③設備改良を阻害する危険性、④故障対応サービスの劣化等」（①ないし④の数字は原告ら代理人による）を挙げています（被告準備書面（3）38頁ないし41頁）。

加えて、被告らは、(3)「使用しない地域ＩＰ網の残存を余儀なくされる不利益が生じること」も挙げています（被告準備書面（1）35頁以降）。

¹⁵ 私的独占と不公正な取引方法との関係については、今後主張予定。

2 原告らの反論

まず、上記のうち(2)(3)については、そもそも、電気通信事業法が認める接続拒否事由に当たるものではありません。

なお、(3)について言えば、原告らが共用を求める（「Bフレッツ」等用のOSUについては被告らの事情により撤去されないことが今般明確にされたため、理由となりえないものであります。さらに付け加えるならば、原告らは、本件訴訟の前に、NGNへの移行（マイグレーション）による設備撤去を理由として、接続を拒絶された事実はなく、これは後付けの理由としか解釈できません。

よって、NGNへの移行と電気通信事業法の接続拒否事由との関係について言えば、上記(1)のみが問題となり得るところ、被告らは、当初次のa)のとおり「NGNユーザ¹⁶の帯域管理しかできない」と述べながら、その後、次のb)のとおり、「『ネクスト』、『Bフレッツ』および『プレミアム』のいずれのサービスを利用している場合であってもNGNのSIPサーバにおいて一元的に制御、管理されることになる。」と述べるに至っています。

a) 被告準備書面（1）31頁

地域IP網において被告らNTT東西が原告らとOSUを共用し、これをNGNへ移行した場合、NGNのSIPサーバ（帯域管理サーバ）では、NGNユーザの帯域管理ができるだけであり、原告らのユーザが利用している帯域まで管理する機能を具備していない。このため、前述したSIPサーバの帯域管理機能を適正に発揮できなくなり、受付制御が機能しなくなる。

¹⁶ 甲17（被告NTT東作成の用語辞典）によれば、「NGNユーザ」とは、「フレッツ 光ネクスト ユーザ」を意味するものと考えられる。以下同様。

b) 被告準備書面（7）3頁

NGNへの切り替え（移行）後、被告らNTT東西は、「ネクスト」のユーザと同様に、「Bフレッツ」又は「プレミアム」のユーザもNGNの収容ルータの下に収容することになり、ひかり電話サービスのような帯域確保型の優先制御通信については、「ネクスト」、「Bフレッツ」および「プレミアム」のいずれのサービスを利用している場合であってもNGNのSIPサーバにおいて一元的に制御、管理されることになる。」

このように全ての優先制御通信がSIPサーバで一元的に管理されているため「Bフレッツ」や「プレミアム」をNGNに収容したとしても「ネクスト」で提供される帯域確保型の優先制御通信に悪影響を及ぼすことはない。

この点、上記のa)を考慮し、仮にNGNユーザの帯域管理しかできないということであれば、被告らが主張する弊害は、被告らの顧客相互間においても起こりうるものであり（すなわち原告らとのOSUの共用によって生じる弊害とは言えず）、一方、上記のb)を考慮し、NGNへの切り替え（移行）後、被告らの顧客相互間では弊害が生じないということであれば、なぜ、原告らにおいて、「Bフレッツ」等に相当するFTTHサービスを提供すべくOSUを被告らと共にした場合にのみ弊害が生じることになるのか、やはり、被告らの主張は極めて不可解と言わざるを得ません。

3 再度の求釈明（原告第2準備書面8頁参照）

被告らは、「『OSUを共用しての1分岐単位での接続』を実現した場合の弊害」として、自ら、「その他の弊害」という項目において「①通信品質や速度の均一化の弊害、②NGNにおけるサービスポリシーの均一化という弊害等、③設備改良を阻害する危険性、④故障対応サービスの劣化等」（①ないし④の

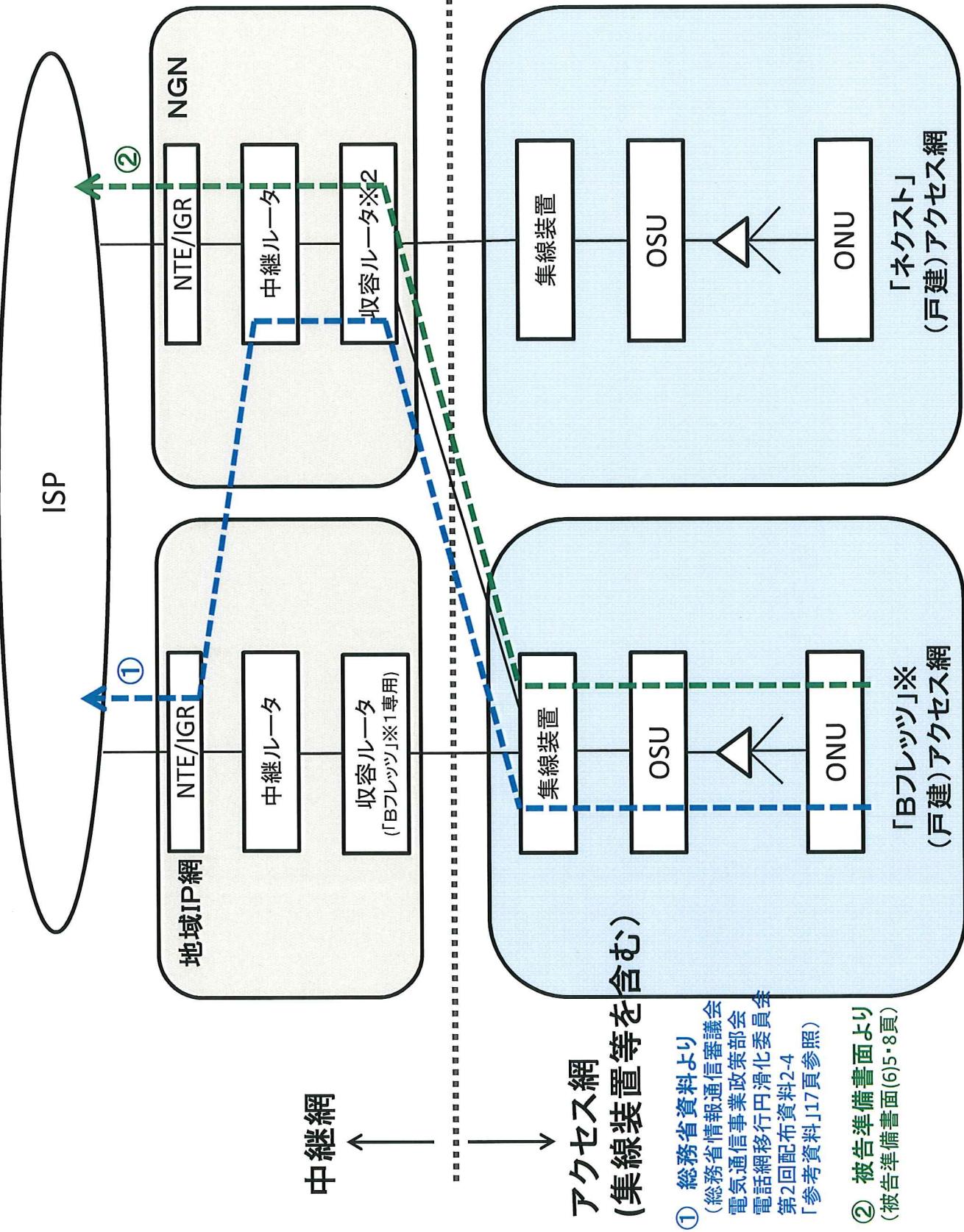
数字は原告ら代理人による)を挙げながら(被告準備書面(3)40頁)、「『その他の弊害』としての位置付けなど全くしていない」(同(6)14頁)などと不明確な主張を行っています。

- (1) そのため、原告らは、被告らに対し、被告らにおいて原告らの請求を拒絶する理由を整理した上、それらが電気通信事業法第32条(及び同法施行規則23条、甲6の1)の定める接続拒否事由(被告らの抗弁)¹⁷とどのような関係にあるのかを速やかに明らかにするよう再度求めます。
- (2) また、上記の主張を裏付ける具体的証拠を提出するよう再度求めます。

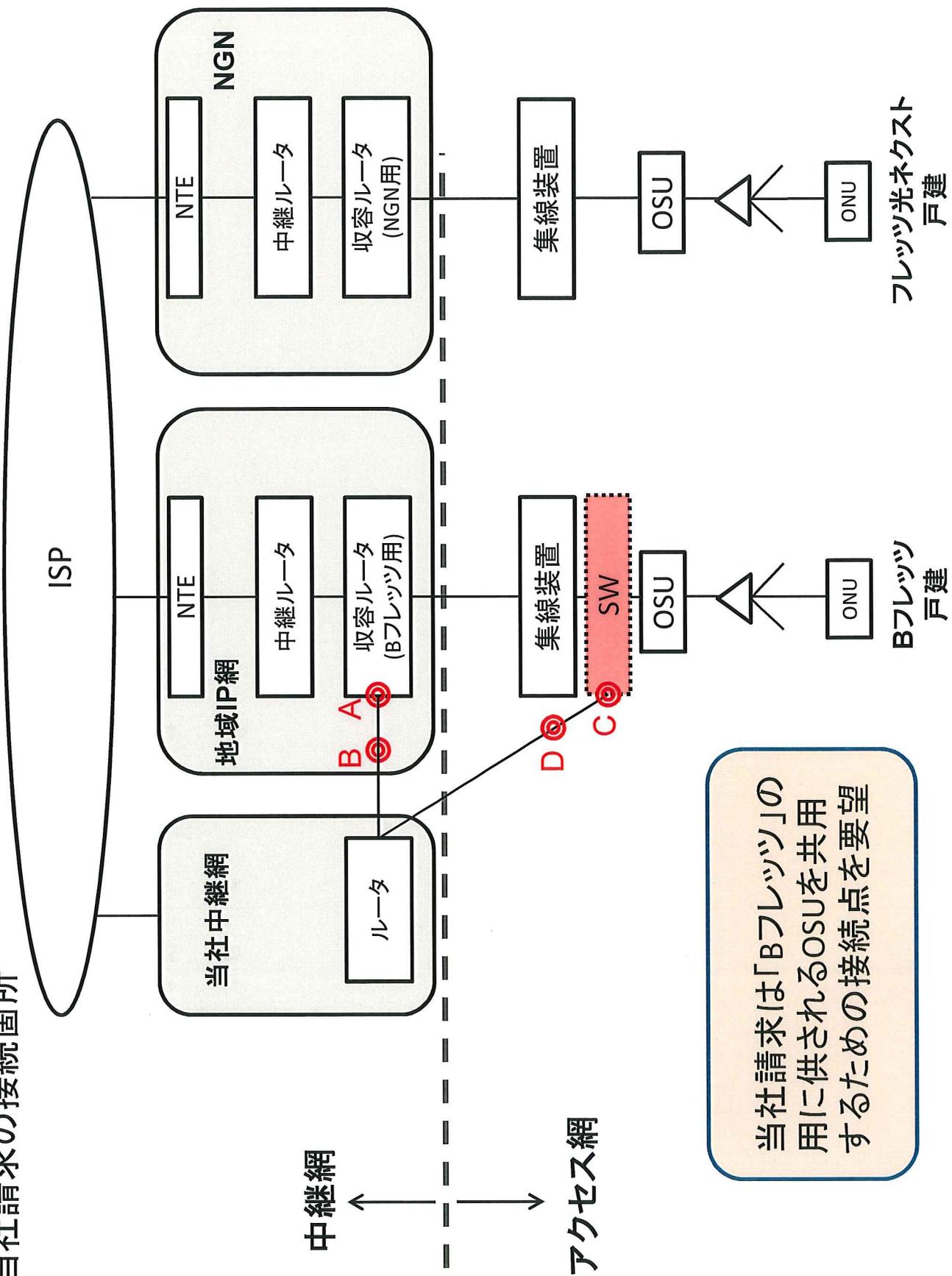
以上

¹⁷ ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
③ 接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること
④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は回収が技術的又は経済的に著しく困難であること

<マイグレーション後「Bフレッツ」※1のデータの流れ>



当社請求の接続箇所



マイグレーション後の接続箇所

